

特 許 協 力 条 約

発信人 日本国特許庁（受理官庁）

出願人代理人

殿

あて名 〒

この「発送日」の日付後、かつ
国際出願手数料を納付した日
から6月以内に、申請すること。

国際出願番号及び
国際出願日の通知書

[PCT規則20.2(c)]

発送日（日. 月. 年）

出願人又は代理人の書類記号

重 要 な 通 知

国際出願番号

PCT / JP /

国際出願日（日. 月. 年）

優先日（日. 月. 年）

出願人（氏名又は名称）

発明の名称

1. 出願人に、当該国際出願には上記に示される国際出願番号及び国際出願日が付与されたことを通知する。

2. 出願人に、国際出願の記録原本について以下のように通知する。

a. 国際事務局に次の日に送付された。 _____

b. 以下の理由により国際事務局にはまだ送付されていない。この通知書の写しは国際事務局に送付した。*

国の安全を保持するために必要な許可がまだ得られていない。

以下の理由による。

* 国際事務局は、受理官庁からの記録原本の送付をモニターし、受領した場合には（様式PCT/IB/301により）出願人に通知する。優先日から14月を経過しても記録原本が受領されていないときは、国際事務局は出願人にその旨を通知する。（PCT規則22.1(c)）

受理官庁の名称及びあて名

日本国特許庁 (RO/JP)

郵便番号 100-8915 (TEL 03-3592-1308)

日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

権限のある職員

特許庁長官